

大阪キリスト教短期大学研究倫理委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、大阪キリスト教短期大学（以下「本学」という。）の役員、教職員、学生（以下「研究者等」という。）の行う教育学的、心理学的、医学的又は生物学的等の人間を直接対象とした教育、研究、地域活動等（以下「研究活動等」という。）が、ヘルシンキ宣言（1964年6月第18回世界医師会総会採択）の趣旨に則して倫理的に実践されることを目的とする。

（対象）

第2条 この規程による審査の対象は、研究者等の行う研究活動等のうち、倫理上の問題が生じるおそれのあるもの及び研究活動等の結果を公表するものを対象とする。

（倫理委員会の設置）

第3条 前条の審査を行うため、本学に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）

第4条 委員会は、本規程の対象となる事項に関し、所定の手続を経た申請について審査する。

2. 審査に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- （1）研究活動等の対象となる個人（以下「対象者」という。）の人権の擁護
- （2）前号によって生じる対象者の不利益と研究活動等の利益あるいは貢献の予測
- （3）対象者の理解と同意

（委員会の組織）

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学長
- （2）学科長
- （3）学長補佐
- （4）学長が指名する教職員

2. 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3. 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- （1）委員長は、学長が指名する。

4. 委員長が必要と認める場合には、委員以外の専門家等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（議事）

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3. 委員会は、審査に当たって申請者の出席を求め、申請内容の説明を受け、又は意見を聴取することができる。

4. 委員長は、審査に必要な場合は、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5. 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、無記名投票により委員の過半数の同意をもって判定することができる。また、申請者が委員である場合には、その委員は判定に加わることができない。

6. 判定は、次に掲げるいずれかの表示による。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

7. 学長が必要と認める場合は、審査経過及び判定結果を公表することができる。

8. 委員長は、審査経過及び判定結果を記録として保存しなければならない。

(申請手続及び判定の通知)

第7条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2. 委員長は、判定結果を、審査結果通知書（別紙様式2）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

3. 前項の通知に当たって、審査判定が、前条第6項第3号、第4号又は第5号の場合は、その理由を記載しなければならない。

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、常務理事会において行う。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行する。

2. この規程は、2018年4月1日から施行する。